

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成24年10月18日(木) 午後2時から午後4時30分まで
- (2) 場 所 那覇地方裁判所大会議室

2 出席者

裁判員経験者 8名

那覇地方裁判所裁判官 鈴木 秀 行

那覇地方検察庁検察官 植 松 秀 治

沖縄県弁護士会所属弁護士 小 園 恵 介

那覇地方裁判所長(司会者) 高 野 裕

3 意見交換の内容

別紙のとおり

(別紙)

意見交換の内容

第1 意見交換会

司会：台風の動向が気になっておりましたが、幸い台風も過ぎ去り、この会を開催することができました。お忙しいところ御参加いただきましてありがとうございます。今日はよろしくお願いします。

ところで、裁判員制度は平成21年5月に施行されて、3年5箇月が経過することになります。導入時には、国民のみなさまに過大な負担をかけるのではないか、事前のアンケート等でも「参加したくない」という声も多く、国民のみなさまにどれだけ協力していただけるかというところでの危惧感、不安感もありましたが、実際に実施されますと、国民のみなさまの理解と協力を得て順調に滑り出し、3年を経過したことになるかと思えます。

那覇地方裁判所においては、本日現在で審理・判決がなされた裁判員裁判事件は、審理の数としては48件、被告人の数としては54人を数えております。この間、単純に事件数に6人をかけると288人の方に裁判員として審理に関わっていただきました。補充裁判員の方も入れますと400人余りの方が裁判員裁判の審理に関わっておられるということになります。我々法曹三者も、日頃からより良い裁判員裁判の運営について意見交換をしたり、検討を重ねているところではありますが、これだけ裁判員を経験をされている方がおられますので、裁判員経験者から見て裁判員裁判はどうだったのか、これについて御意見を伺うことは我々法律家にとっては非常に貴重なことと思っています。

本日の意見交換会は、裁判員を経験された方から率直な意見・感想を伺って、今後の裁判員裁判のより良い運用をしていくための参考とさせていただくとともに、未経験の方に安心して裁判員裁判に参加できるというメッセージを送っていただければ、その発信の場となれば幸いという趣旨から企画したものです。意見交換会

の趣旨を活かす形で活発な意見・感想をよろしくお願いしたいと思います。これで開始に当たってのご挨拶とさせていただきます。

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会：それでは、まず裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象についてお話いただければと思います。裁判員裁判に参加していただいた直後にアンケートを出していただきましたが、これには参加前の気持ちとしては、参加したかった、あるいは参加したくなかった、参加することは考えてもいなかった等の回答がされていますが、裁判員裁判に参加してみてどうであったかということについて、御感想をいただければと思います。7番の方いかがでしょうか。

経験者7番：私の場合は、「やってもいいかな」くらいで、当たったらやってみないかと思っていました。本当に当たるとは思わなかったのです。まあ、前向きな方ではあったと思いますが、実際選ばれて、やっぱりちょっと「ドキドキ・ワクワク」っていうんですか、そういう感じでスタートしました。ひととおりに参加しての印象としては、やはり裁判所って、普通みんなが思っているとおりに、やっぱり「固い」、「少し怖い」というイメージがありましたが、参加してみて、すごい、一番印象が変わりました。裁判長をはじめ、すごいフレンドリーと言ったら失礼なのかもしれませんが、アットホームな感じでした。すごく楽しい雰囲気のできたので、イメージがだいぶ変わりましたね。終わったときは、少し寂しい感じもあるくらいでした。

司会：4番の方いかがですか。

経験者4番：私も、当初、この裁判員制度が始まる時は、面倒くさくていやだなという感じはありました。選ばれる半年くらい前に、来年度の裁判員候補にあがっていますという通知がきてからは、まあ、周りの方にもいないということもありまして、「選ばれたんだよ」という話をしていると、「やったほうがいいんじゃないか」とか、「断ったら」という話もあり、みんな、意見それぞれ

ではありましたが、それを聞くにつれて、だんだん私の気持ちも「やったほうがいいんじゃないか」と、周りのためにも、まあ、私の周りにも、だれもいなかったものですから、やっていきたいなという気持ちにだんだん変わってきましたね。候補者として選ばれてここに来た時も、その時からもう「どうにか裁判員に選ばれてほしいなあ」という気持ちでいましたので、「やってよかった」、「いい経験になった」ということですね。

司会：具体的にどのような点がよかったのですか。

経験者4番：裁判というのは、ほとんどテレビや映画で見るくらいしかなかったのですが、やってみて、確かに一般の素人が、犯罪者を裁くというのが大変だろうなというのがありましたが、弁護人、検察側の資料等を見ながら、我々でも無罪・有罪というのも客観的に判断することもできたし、量刑の具合も細かく分かれていることもわかりましたので、勉強になりました。

司会：どうもありがとうございました。他の方で、当初やりたくなかったけれど、やって見てこうだったという話がありますか。2番の方どうですか。

経験者2番：はじめ（候補者名簿に登載された）通知が来たときに、すごく分厚いのが届いて「これに目を通さなきゃいけないんだ」というのから始まったんですね。まず目を通してみて、「言ってはいけないんだな、これは人に」というところから始まり、できればやりたくないけど、「国からやらなきゃいけない」と言われているんだなっていう感覚だったんですね、で実際、こちらに足を運んでみて、「選ばれたくない選ばれたくない」と思ってたら選ばれてしまって、それで、実際みんなで審理する部屋に行ったら、裁判官を初め、話しやすい雰囲気作りがとても良くて、みんながとっても意見を述べやすい雰囲気にしてくれたというか、本当に、先程7番の方が話されたように、固いイメージでしたが、それを覆すような雰囲気があったので、自分は意見がとても述べやすかったのと、あとは、裁判長から、「言ってはいけないということではなく、経験したことを、こういう風にやったよ、ということ、言ってもい

いですよ」という話があったので、肩の荷がとても降りたんですね。そのような意味では、経験してよかったなということ、他の皆さんにも経験していただきたいなっていうのはありますね。

司会：他の方いかがですか。3番の方お願いします。

経験者3番：私も皆さんと大体同じような意見なんです。結果的にはいい経験ができて、選ばれてよかったなという気持ちです。（候補者名簿に登載された）通知をいただいたときには「え〜」って本当にびっくりしたし、ドキッとしたし、「どうして」ってちょっと悩みました。で、読んでいるうちに「自分にできるかな」って不安がすごくありました。でも、私は退職したばかりでしたので、辞退をするという項目に当たらなかったものですから、しばらく放っていて、2月か3月頃ですか、しばらくしてから候補者ですと新たに通知が来たときに「あ、そういえばそうだった」という感じで、ドキドキしながら来たんですが、入ったと同時に皆さんがとても親切なんですね。私たちに対して、すごい、ありがとうございますということで、とても親切にいろいろ教えてくださって、裁判員に選ばれたときも、本当に、またドキッとしたんですが、なんか、こう、「頑張ってみるか」という気持ちに変わったりで、充実した四日間で、みなさんが本当に親切だったということと、とてもやりやすかった雰囲気、先程も話していましたが、いい雰囲気で自分の思いが言えたっていう、仲間もとても良かったんですが、自分の意見・思いが言いやすかった、とてもいい感じで臨めたというところがあったので、結果的には良かったなって。みんなにも、「最初は不安もあるけれども、自分の仕事とか差し支えなかったら参加したほうがいいよ」という感じで薦めたいという感じです。

司会：どうもありがとうございます。他にどなたか。

経験者8番：私も一言で言えば裁判員になってよかったということで、まあ、我々一般人からすると、まず裁判所に来ることはほとんどないことだし、来たとしても破産宣告か何か、そういう感じの方が利用するというイメージを持ってい

たのですけれども、裁判員に選ばれて、ましてや裁判長のすぐ側に座って審理に参加して、また、法律的な知識のない我々でも理解しやすいようにしていただいて、是非参加する機会があれば、全員に裁判員を経験してもらいたいと思います。

司会：参加して何か変わったところとか、ものの見方が変わったとか、何か具体的なことがありますか。

経験者8番：今までマスコミ報道もほとんど見逃していたんですけど、裁判には普通の裁判と裁判員が関わっている裁判と、そういうのを気をつけて見るようになりました。

司会：どうもありがとうございました。それ以外、何か他にこれは言っておきたいという方はおられますか。実際に裁判員裁判に参加されて、審理期間が短い方、長い方おられますが、例えば3週間や2週間かかったときの負担感とか疲労感はどうでしたでしょうか。大雑把な感想でよろしいのですが、何か長期間の審理について、「こうしてくれたらいいのではないか」等意見があれば併せて伺いたいと思いますが、4番の方どうでしょうか。

経験者4番：この中では一番長い3週間ということでしたけど、週4日で、間に休みがあって、前後半の二日という形でしたので、そんなにきついという感覚はなかったですね。実際やってみて、長期にわたりましたが負担はなかったです。裁判も、お互い主張すべきものの資料とかを出しながら、私たちにも理解できるような審理をしてくれたので、そんなに難しく考えることもなかったものですから、そんなに長期という負担はなかったです。

司会：長期にわたってくると、中身が漠然としてきたりとか、分からなくなったり行けなくなるとか、そういうこともなかったということでしょうか。

経験者4番：そういうことはなかったです。ただ私たちの場合は、通訳を介しての裁判でしたので、それぞれの通訳の仕方だったり、通訳の方の言葉が聴き取れなかったりというのがありましたけど、ある程度資料も見ながらというやり方

を取っていましたので、私は、そんなに負担にはなかったですね。

司会：今話されたのは、争点が分かるような資料が事前に出ていたもので、それで、きちんと事案のフォローができていて、あまり負担感を感じなかったということですか。

経験者4番：はい。

司会：週4日で間に休みを取られるという形でしたが、5日だときついんですか。

経験者4番：5日だときついと思います。私も仕事柄、休みなしでやったということとはありますので、その辺りは気にはならないと思いますが、他の方は、5日というのも、閉じこめられての5日ですので、その辺りのところは、続けてやるときついのかなと思ったりしますね。中日に休みがあるだけでも、少し気分転換はできると思いますので、私の場合はそのやり方でよかったと思います。

司会：裁判所としては、できる限り負担を短くということで、期日が短い方が結果的に負担が少ないのではないかという考え方と、多少長くなっても過度の負担がないように、休憩を挟みつつやるのはどうかとか、期日の設定の仕方については悩み深いところですが、やはり間を少し入れつつ、若干その分長くなってもやむを得ないということでしょうか。

経験者4番：私の場合は、間に休みがあってよかったと思っています。

司会：7番の方、負担感とか疲労感などについていかがですか。

経験者7番：私も4日間の裁判でしたが、初めのうちはわからなかったんですが、ストレスを感じましたね。評議の3日間はそうでもなかったのですが、自分ではわからなかったのですが、多少緊張とか何かがあったんでしょうね。めったにないのですが、自分でストレスを感じているなと思いました。

司会：具体的に体調が悪くなったのですか。

経験者7番：いいえ、それはないです。少しは眠れないというのはありましたね。ちょっと入り込んでしまったのかもしれませんが、そういうのは少しありました。

司会：寝るときに事件のことが思い起こされるという感じですか。

経験者7番：やっぱり性格とかあると思うんですけど、自分は、裁判員に選ばれたときから、一切何もかも、仕事のことも、プライベートも一切、ぱっと忘れたようになりました。入り込んだって感じです。

司会：それは選任以降の話ですか、それとも、裁判所から最初の通知が来てからですか。

経験者7番：裁判員に選ばれた時以降から、何もかも忘れてしまいました。良いのか悪いのかわかりませんが・・・。

司会：そうすると、早く詰めて終わったほうがいいということですか。

経験者7番：どうでしょうか。わかりませんが、裁判員になってからは、いい経験したと思っているんですが、その時は、裁判っていうのはやっぱり自分たちに多少・・・自分はストレスを感じたんですが。

司会：確かに、判断しなければならないというところでの負担があるのでしょうか。

経験者7番：見られているというのもあるんでしょうかね。高い位置から、下から見られているという何かがあるんじゃないですか。わかりませんが・・・。

司会：それは、裁判を行っている間は解消されなかったのですか。

経験者7番：評議に入ったらそうでもなかったですね、評議の3日間は。

司会：それは、思っていることを話ができたといいところですか。

経験者7番：どうでしょうか。何故なのかと言われてもわからないのですが。

司会：我々も、時々裁判を自分で一人で抱え込んでいると、色々と考えて、人と話をしているけど心ここにあらずで、聞いているようで聞いていないようなこともあります。

経験者7番：それはあるかもしれません。ずっと考えていました。ずっと何か頭に事件のことが浮かんできていました。

司会：そこは、やむを得ないところなのではないでしょうか。それ以上に体調が悪くなったということはなかったですか。

経験者7番：大丈夫でした。

司会：その辺りは解消法もあるのかもしれませんが。それから、裁判員裁判の負担感とか疲労感とか、あるいはそれについての解消法、間に休みの日を入れるような形での進行というのは一つの方法だと思いますが、こういうことをしてもらえるとありがたいとか、仮に1週間くらいかかるようなケースの場合に、今は、月曜日又は火曜日から週末までで終わらせるような形で考えているのですが、1週間くらいかかるような場合に、審理を行ってその後、間に土日を含んで評議をするというような形がいいのか、あるいはその週で終わらせるというようなスタイルがいいのか、その辺りについて何か御意見はありませんか。6番の方いかがですか。

経験者6番：私の場合は月曜から金曜までの5日間ずっと詰めてやっていたんですが、自分自身としては確かに疲れました。通訳を入れての裁判だったもので、時間的なものが、夕方5時半ころに終わって、家に帰るのが大体7時くらいになったりしたもので、結構、肉体的な疲労面とかいうのはあったのですが、ただ、こういうことが初めてなものですから、割と自分的には、何て言うんですかね、楽しんでいると言ったら変なんですけども、やっているときは疲労感とかって感じなかったですね。早く明日になって、すぐ皆さんと、そういうのに参加したいなというのはありました。私の場合はそうでしたけれども、結構みなさん遠くから来る方達は「疲れた」とかは言っていました。それと、私の場合は、速く終わらせた方がいいような、あまり長々と休みを入れてやるよりは、今集中している時に終わってもらった方がいいっていうか・・・。

司会：一緒にやっている裁判員の方々はどうでしたか。間に休みがほしいとか何か御意見を言っておられる方はいませんでしたか。

経験者6番：別にそんな大して不満もなかったし、そんな意見はありませんでした。結構みなさん和気あいあいと・・・。

司会：通訳を介してやっていたので、だいぶ疲れましたか。

経験者6番：はい、時間が取られて、聞くのが二度聞きみたいな感じになって、それがちょっと疲れました。

司会：疲れるけれども、集中してやったほうがいいんじゃないかということですか。

経験者6番：はい、そうです。

2 審理について

司会：裁判員を経験してのおおよその御感想をいただきましたけれども、次に、具体的に審理に関わっての御意見を伺いたいのですけれども、最初に起訴状が読まれてから事件が始まるわけですが、その後、検察官あるいは弁護人の方で冒頭陳述という手続をしていますけれども、そこでされている手続、例えば検察官の冒頭陳述は分かりやすいかどうかや、弁護人の冒頭陳述が分かりやすいかどうか、について何か御意見はありませんか。

経験者7番：冒頭陳述が始まる前のことですが、午前中に6人の裁判員に選ばれて、補充裁判員が2人選ばれて、午後から直ぐスタートしますよね。それが少し、戸惑った感じで、スタートした感じがしたんですよ。選ばれて直ぐに午後から「はい」って感じでしたね。

司会：午前中選任手続があつて、午後から審理が始まるというのが、今の那覇地裁での審理のスタイルですね。

経験者7番：それについて、やっぱり少し戸惑うというか、流れ作業じゃないですが「はいっ、ぱっぱっぱっ」のような、もう少し、まず裁判自体に自分たちあまり詳しくないですよ。裁判自体がどういうものなのか、一連の流れがどういうふうに行われていくという知識がないものですから、ある程度の勉強というか、ある程度裁判とはこのようなものだ、今回行われる事件というのは、内容とかを全部、流れをもっと詳しく理解してから入った方が、今思うと、私たちもスムーズに入れたのかなと思います。

司会：審理に入るときは、どういう心づもりというか、どういうことがなされるの

か、どういう予想をされて入られたのですか。

経験者7番：裁判は、テレビとかニュースとか見て、だいたいのイメージはできているんですけど、実際はどういうものなのかあまり分からないものですから、書類ではありましたが、事件のことも、もっと詳しく、全部説明してから、こういう風に流れていきますという感じで、もっと詳しく、全部理解してから参加した方が、私たちももっと分かりやすく、始めから理解できたのではないかなと思いました。

司会：裁判を始める時は、どのような説明をされるのですか。

裁判官：昼食を兼ねて、自己紹介して、起訴状を配布して、「今回は、このような事件ですよ」ということの確認と、審理計画表も一緒に配布して、今日の午後はこのような予定です、3日、4日、こんな順番で、このように進めていきますという説明はするのですが、ただ、午前中選ばれて、「評議室に行って、はいこれです」って、どんどん新しいのが来てしまうので、心の余裕がないというか、そういう点のお話なのかなと思います。他の庁では、選任手続と別の日に審理をスタートするというようなやり方もずいぶん全国的にはあるようなので、別の日に審理をスタートする方がいいのか、それとも6番の方が話されたように、「さっさとやって終わりたい」ということなのか、今はどちらかというところ「さっさと」という方向なのですが、もっと間に余裕を入れた方がいいのか、その辺りのところをお聞かせ願えればと思います。

司会：選任手続の関係で後でお伺いしようと思っていたのですが、午前中選任手続があって、即、午後審理をするというようなスタイルがいいのか、1日置いて翌日から審理を行う、あるいは、選任手続の日には裁判員に選任されるかどうか分からないので、選任された上で、仕事の関係などの段取りをつけて参加したいから、選任手続後に、1週間程度でも空けてもらって自分の予定をしっかり対応できるようにした上で審理に臨みたいというような意見もあったり、いろいろな意見があります。当庁では、できる限り拘束する時間を短くした方が

いいだろうと、その方が基本的に負担は少ないだろうという発想で期日を指定しているのですが、その辺りで何か御意見はありませんか。

経験者1番：私の方は遠いので、確かに私もびっくりしたんですよ、午前中に選んで午後から始まるというのが。ちょっと正直言うとびっくりしましたが、この選ぶのもそんなに時間をとるというか、1日かかる仕事ではないですよ。

司会：選任手続の時間は今、どの位ですか。

裁判官：せいぜい2時間くらいです。

経験者1番：それを別の日にとって、スタートを別の日にとるっていうと、1日余計に増えるので、遠くからわざわざ来るのは時間をもったいないというか。

司会：1日でできることは1日でやって、2日かける必要はないのではないかといいことですか。

経験者1番：そうですね。今思うと、そう思います。最初は私も、当日、直ぐスタートはびっくりしたんですよ。正直に言うとびっくりはしたんですけど、でも、わざわざ別の日にきてスタートする、今日は選ぶだけ2時間だけのためにわざわざ那覇に来るといのは、今思うと、私たちそんなにゆとりはないですよ、そういった意味では、いいかなと思います。

司会：裁判に対する心の準備ができていないまま入って、少し心の準備がほしいという感じはありませんでしたか。午前中選任されて、あれよあれよと裁判が進んでいって、7番の方もそのような感じでお話されていたのですが、あまりそのような感じではなかったのですか。

経験者1番：直ぐ始まるのはびっくりしましたが、今思うと、お知らせにもそう書かれていたような気もするんですよ。今思うと、どんな人でも皆さん忙しいですよ、2時間の用事でわざわざ来るよりは、やった方がいいかな。自分のイメージでは、一昔前では裁判ってすごい時間がかかるっていうイメージだったんですけど、参加して意外と短いんだという感じは持ちました。

司会：審理とか評議とか即日やることについては、そんなにやりづらいということ

はなかったですか。実際には、びっくりはしたけれども、それ以上の支障はなかったということですか。

経験者1番：びっくりはしたけれども、別に支障はなく、今思うと合理的でした。

司会：他に御意見はございませんか。長期の事件に関わられた4番の方はどうか。選任手続と審理の日の関係について。

経験者4番：7番の方が言ったようなこともあると思います。選ばれて直ぐ冒頭陳述を聞くよりは、選ばれた後に今回の裁判についてのやり方、事件の内容などを聞いて、裁判はどういうふうにするよという、進め方をレクチャーした後の方がいいのかなと思います。急にその日に決まって、バタバタして、すぐ午後から冒頭陳述、資料を読んではいても、その日はなかなか理解できないと思うんですね。それで、冒頭陳述を聞いて、私たちの場合は、翌日いろいろ証人尋問などが入っていたので、逆に選任をする日は、午前中は選任の時間で、午後からは、その裁判について、ある程度レクチャーを受ける時間であってもいいのかなと思います。

司会：ただ裁判所としては、事案の中身については、裁判の場で明らかにしていくということなので、手続的にどこまでの説明ができるかということがあります。

裁判官：刑事手続についての一般的な説明とともに、この事件についての事案のポイントや審理日程などの説明はできるので、せいぜいやっても30分から1時間程度のことになるのではないかと思います。心の余裕という点もあるのでしょうか。あと、仕事の段取りの付け方ということですか。

経験者4番：心のゆとりという方もいます。私たちの場合、選ばれた場合はその日からと書かれていたので、会社には「選ばれたら来れない」と伝えてはありましたので、選ばれて、評議室に移動する間に会社に連絡をとりましたが、やはり、どういう事件なのか、どういう裁判をやるのか不安のままで入っているものですから、簡単な内容よりも、もう少し詳しく事件の内容、裁判の流れとかいうのを説明いただけたらいいのかなという意見です。7番さんもそのような

感じだと思います。

司会：心の準備の問題がありましたが、あと、仕事を休む関係とか、選任されるかどうかわからない段階で、選任された後に段取りをつけた方がいいので、間を空けてほしいというような御意見はありますか。特段ありませんか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

それから、裁判がどのような形で進んでいるのかということについて余裕がほしいということで、その日でない方がいいのではないかという御意見、あるいは、やっぱり詰めてやってもらった方がいいという意見の二つありますが、1週間あけてほしい等の意見はありませんか。

経験者5番：私の経験した裁判は、選ばれて初めて、書類の裏を見たら裁判の内容が書いてあって、3日って書かれてあったので、連続で休めるのは3日くらいかなと思ったのですが、ここに来て初めて裁判の内容とか期間がわかるので、長くなる裁判については、中1日おいてやった方がいいのかなと私自身は思っただけですけど、でも私は3日続けてよかったです。

司会：審理の進め方ではなく、選任手続をした後、直ぐ裁判をした方がいいのか、それとも仕事を休む関係とかで、段取りをつけるために間を空けた方がいいのかということですが。

経験者5番：私の場合はその場でやった方が分かりやすいし、スムーズに進むし・・・。

司会：特段びっくりしたとかいうことはなかったですか。

経験者5番：選ばれた時はやはりびっくりしたのですが、選ばれたからには自分も頑張ろうと思いました。そんなに苦にはならなかったですね。

司会：選任されて、直ぐに午後から審理することについては、それほど抵抗はなかったということですか。

経験者5番：それに、3日間という期限がついていたもので、やりやすいと言えばおかしいのですが、そういったものも、もしかしたらあったかもしれません。期間が長い人は別だったと思うんですけど、自分の場合はたまたま3日だった

ので、すぐ選ばれて選任して……。でも、やはり1日目は、すごく無口になりましたね。家から出てくる時も。ストレスというか、裁判の内容にもよると思うんですけど、1日目は無口になって、2日目くらいからようやく、何て言うのかな、「こういう大変な裁判しているんだな」ということで、3日目になったらやはり、すっきりじゃないのですが、みんなで審議した結果が出て、本人も早く結審してもらって、という形で終わったので、私の場合は本当に詰めてやってよかったと思いますね。熱いうちにいろんな意見を出し合って、結果が出たので、よかったのではないかと思います。

司会：わかりました。どうもありがとうございました。選任手続と期日の入れ方については、それぞれ御意見があるということで伺っておきます。

検察官や弁護人の冒頭陳述については、特段御意見や、問題視するような状況はないと伺ってよろしいですか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

それから、審理の中で証人尋問等、特に無罪を主張するような事件では多数の証人尋問が行われていますけれども、争点を判断するのに十分な尋問がされたかどうかということについて、経験された方で、証人の数も含めて、あるいは尋問のわかりやすさ等について御意見があれば伺いたいと思います。1番の方どうでしょうか。

経験者1番：死因について、医者とか家族とか、関係者が結構いたんですけど、尋問も、そんなにテレビとかドラマとかで弁護士がすごい有利に尋問するようなものとか見ているんですけど、別に全然そういったのはなくて、本当に普通に、普通と言ったらおかしいんですけど、あまり経験がないので、常識的に行われていたと思います。

司会：ドラマチックな場面はなかったということですか。否認されていた事件でしたが、尋問を聞いていて、自分が心証形成、要するに有罪か無罪かという判断をするに当たって、証人の数とか尋問の中身とか、基本的には十分だったか、

あるいは足りなかったか、あるいは、そこまでも要らないのではないか等についていかがですか。

経験者1番：いや、十分でしたね。

司会：必要かつ十分ということですか。多くもなく少なくもなくという理解でよろしいですか。

経験者1番：そうですね、本人が否定しているので、証言とか尋問とかがこれで十分すぎるくらい十分だったと思います。

司会：何人調べたのですか。

裁判官：熱湯を掛けたという実行行為自体を争っていた件で、それについての目撃者と、死因について医者を調べました。

司会：一応は十分だったということですか。

経験者1番：それだけで十分くらい伝わってきました。

司会：尋問としては過不足なかったということですか、証人の数等も適正だったという理解でよろしいですか。証言の信用性とかについて、困るようなことはあまりなかったということですか。

経験者1番：全然ありませんでした。

司会：人証をたくさん聞かれた事件の8番の方どうでしたか。

経験者8番：当然裁判ですから被告は無罪を主張するし、そういう面で証人が増えたのだと思いますが、全員が友人関係で、ただ、一人だけ証言を、検察に対して反感があったのかどうか分かりませんが、全部拒否しますと黙秘権を行使して、五十数回拒否したことがあったのですが、そのような場合は「全部拒否ですか」ということで省略してもよかったかなと思いました。たぶん本人としては、裁判員とか弁護士から証人に質問してもらいたかったのだと思いますが、我々は「拒否します」を何回も聞いたので、質問しませんでした。

司会：その後、検面調書が出ていたのですか。

裁判官：どの程度聞くかということで、法曹三者でも、あれは不必要な尋問を多く

やったのではないかという意見もあり、321条で書面を取るためには、あの程度やるのが訴訟手続上必要ではないのかという意見も出て、難しいところでした。

司会：感覚的には、要らない証人まで聞いていたのではないかということですか。

経験者8番：要らないとはいいいませんが、もう少しやりようがあったかなというのがあります。拒否するのであれば、最初から「全部拒否ですね」と、我々も五十数回も「拒否します、拒否します」というのを聞かされ、検察官は「この件です、この件です」と言うのを聞かされたものですから。ただ、いろんな証人の方が出てきて、被告が無罪を主張している意味からすれば、証人はこれだけ必要だったかなと、時間にしてもこれだけ掛けた方がいいのかなと感じました。

司会：「拒否」という人がいたけれど、あとは基本的には必要な証人だと……。

経験者8番：当然、本人は無罪を主張しているので、証人から聞くしかないと思いました。

司会：7番の方も同じ事件ですが、同じような感想ですか。

経験者7番：だいたい同じですが、自分たち一般人には、証人が多い方が、ある程度出てきてもらった方が、証人を目の前にすると、その人が嘘を言っているのか、本当を言っているのか、何となく分かるような気がしたり、また、少し興奮しているのかな、興奮している時は本当のことを言っているのではないかなとか、話し方をじっと見ていると、リアルにその時の雰囲気がイメージできるような感じがしました。できれば私たちからしたら、証人が多い方がいいかなと思いました。

司会：この事件は、だいたい証人を聞いていますが、足りているのか、あるいはもっと聞くべき人がいたのではないかなとか、どうでしょうか。

経験者7番：十分足りていたと思います。

司会：今言われたのは、証人を聞いていると、その人の証言の信用性みたいなもの

も判断し易いという感じがあったということですか。書面と比べてどうですか。

経験者7番：そうですね、書類だけでは、私たちはなかなか分かりにくくて、証人を目の前にすると分かりやすい感じがしました。

司会：証人が足りないとか、証拠が足りないとかいうことを感じたことはなかったですか。あるいは多すぎる、こんなにいないのではないかと思ったことはありませんでしたか。

経験者1番：なかったです。

経験者4番：私たちの事件は軍人関係の事件でしたが、証人となるべき軍人がいろいろ派遣されているところから、遠くにいるということで来なかったりということもあり、実際に来てほしかった方が来なかったこともありまして、できれば呼んでほしかったというのはいまして、この方が来れなかった分、状況説明に来たような方、実際、深い関わりはなくて、ただその日の会った会わなかった、ちょっとした会話を聞いた程度の証人でしたので、逆に聞きたかった方が来なかったのが残念だったという話もありまして、その辺りのところが、もう少し調整なり、弁護士、検察側が話し合って決めるのかどうかは分かりませんが、お互いに呼ぶか呼ばないか精査ができるのであれば、呼んでもらいたいというのもありました。

司会：本来必要と思われる証人が来れないということで、それをカバーするのに他の多数の証人でやったけれども、それほど必要があったのかということですか。

経験者7番：はいそうです。証言も私たちには何の参考にもならなかったものですから、ただ店での場面を話ただけでしたので、その点が、時間をかけた割には大したことはなかったかなと思います。

司会：証人なり被告人なり、人証についての尋問がありますが、尋問の分かりやすさ等はどうか。尋問していることがよく分からなかったとか、理解しづらかったということはありませんでしたか。裁判員制度導入前の裁判では、証人に聞いたりすることが少なくて、どちらかというと書面を読んで事案を把握する

ということが多かったのですが、我々自身、弁護士、検察官も含めて、アメリカの法廷のような尋問技術というか尋問の仕方をあまり経験しないまま法律家をやっているところが結構ありまして、そういう意味で尋問の仕方などについて分かりにくいところはないのかどうか。その辺りで何か感じられたようなところはありますか。

経験者1番：文面より尋問で、お湯を掛けることもそうでしたが、奥さんにお湯を沸かさせているときに、どのようにやっていたか尋問しているところがあったのですが、奥さんが「余り熱くならないように、泡がプクプク出た時点で火を止めた」とか、具体的に生活に密着した、自分たちもわかるようなことが・・・、イメージしやすいといいますか、尋問やって・・・、というのはありました。

司会：尋問で聞き出そうとしていることについて、ちゃんと理解して、事案の把握というか、心証形成していくことについては上手くいっていましたか。あまり尋問の仕方が上手なくてよく分からなかったとかいうことはありませんでしたか。

経験者4番：わからなかったということはないのですが、通訳の方を通じて話を聞いていましたが、通訳の方は、弁護人、検察官が裁判用語など、いろいろなものを使いながら話をするので、その通訳の方は、どのように説明していいのか、とまどっていたりとか、私たちに和訳してくれる答えの中でも、当事者が言っていることと、表現の仕方が違ったりということが多々あったものですから、その辺りは不便を感じたことはありました。

司会：沖縄は通訳が入る事件が他の裁判所に比べると多いと思いますが、通訳の関係では他に御意見はございませんか。

経験者6番：通訳の方が二人いましたが、一人ははっきりと分かりやすく耳に入ってきたのですが、もう一人の方は、あまりにも声が小さすぎるとか、聴き取れない部分があって、何回も後ろの方から身を乗り出して必死で聴こうとしている私たちがいました。時々、もう少し大きな声でお願いしますということを通

訳の方をお願いして大きな声で話してはもらえたんですけども、そういった関係から言いますと、日本語と英語の説明というか、言葉の違いというのがあると思いますが、ニュアンス的なことで通訳の方も戸惑っているようなところも見受けられたように思います。ただ、もう少しはっきり声の通る人がいいなと思いました。

司会：分かりました。聞いて分かる裁判ということで大前提なのですが、通訳の方もこれから意識的にお話をして協力をしていただけるようにしたいと思います。その他、尋問段階で分からない、質問の仕方がまずいのでよくわからなかったとかというようなことはありませんでしたか。

経験者6番：弁護人の方が、被告の少年に対して尋問することがありましたが、何をこの弁護人は私たちに伝えたいのかなって、意味の分からない部分がありました。何か動作をさせているのですが、「このようにやった」というような動作をさせているのですが、でもこの行動が、「私たちに何を伝えたいのかな、この弁護人さんは」と思いました。何を伝えなかったのかなって。あとの説明的な、補足みたいなもので、最終的には、剣先の曲がりの説明だったようですが、何を私たちに伝えなかったのかなって、ほんとに分からないところがありました。

司会：その辺りについては、弁護人の方で工夫して尋問しないといけないということですか。

経験者6番：はい。

司会：他に何かありませんか。証拠として、人証とか書類、供述調書とかあるわけですけども、被害者とか目撃者とかについて、証人ではなくて供述調書で証拠調べをした事案もあるようですが、人証で聞くのがいいのか、供述調書を読み上げてもらうのがいいのか、その辺りの関係といたしますか、事案の理解にとってどちらの方が適しているかということについて具体的に御意見のある方はおられますか。証人で聞く場合と、捜査段階で作られた検察官が作った供述

調書、本人とか目撃者とか被害者とかが述べている調書を法廷で読み上げることになりますが、それと、法廷で人証を聞くのとどちらが分かりやすいでしょうか。

経験者 2 番：両方あった方が分かりやすいです。目で見えるものと、耳で追うものと・・・。

司会：実況見分調書とか現場の状況とかは、確かに聞くよりは書面で、あるいは映像でも映しているのでしょうか。

裁判官：2 番の方は放火の事件でしたので、現場の写真とかありましたけど、被害者、燃やされた家の持ち主の男性が、結局、証人で出てこなくて、その人が取り調べられた供述調書を読み上げるということで進みました。供述調書の読み上げというのと、被害者の男性が直接法廷に来て話してもらうのと、どちらの方が事案を理解する上でよろしいでしょうか。

経験者 2 番：言葉のニュアンス的には証人が来てもらった方が・・・，来てほしかったですね、本当は。被告人とのいざこざがある感じでしたので、私たちも想像でしか話ができなかった部分もあったので。

司会：供述調書を読み上げるだけでは、もう一つ物足りないというところですか。

経験者 2 番：もう少し質問ができればよかったのにと、実験結果もそうですが、ポンと出されて、その時に思ったことと、後日また新たに自分たちの中で疑問が出てきたので、その時にも質問ができる対応ができればよかったのではないかと思います。

司会：書類を読むだけだと、当然ながら質問はできないので、そうなると、やはり人証として来てもらって証言してもらった上で、さらに、裁判員から確認したいこと等を質問できる方がいいのではないかと思います。

経験者 2 番：はい。

司会：今の点について他に御意見はございませんか。

経験者 6 番：私が経験した事件は通訳がありましたので、自分としては、供述調書

の方がずっと入ってきました。喋って通訳というよりも、供述調書を読んでいた方がまだよく分かりました。

司会：通訳を介すると、もどかしさがありましたか。

経験者6番：はい、ありました。ただ、通訳を介さないのであれば、証人の方がよかったですと思いますが、通訳を介してのもどかしさがあつて、調書を読んでいた方がすんなりと入ってきたように私は思います。

司会：通訳の仕方の問題もあるのですか。

経験者6番：まあ、確かに、それはあります。

司会：一人の方は分かりやすく、もう一人の方は声が小さくてよく分からなかったということでしたが、わかりやすい方の通訳の時はどうでしたか。

経験者2番：外国人の男の人のときは、わかりやすかったです。もう一人の方は声が小さくてモゾモゾと……。

司会：調書を長い時間朗読されているような事件も何件かあるようですけれど、調書の朗読での集中力の維持とか、その辺りについてはいかがですか。

経験者3番：聴覚障害がある被告で、その子に聞こえやすいようにということで、私たちも気をつかって質問したりお話をしたりという感じでしたが、枚数からすると何ページにもわたって、順番を追って事件ごとに説明がなされたので、私たちがわかりにくいということはありませんでした。でも、少し疲れましたが、ちょっと疲れたなと思った時に、適宜に休憩が入ったりしましたので、そんなに大変というのはありませんでした。理解はとてもしやすかったです。

裁判官：3番の方は連続的なわいせつ事件で、被害者を証人で呼ぶことは難しい事件でしたので、被害者の供述調書に頼らざるを得ないという事案でした。

経験者3番：何月何日何時頃、どこ場所の階段で押されてとか、そういったわいせつ事件で、女の子達も法廷に出てくることはできなかったでしょうし、被害者の気持ちについては、お母さんが書いた作文を読むとか、本人が書いた文を読むとかっていうのもありました。わかりにくいということはありませんでした。

司会：事件の性質上，証人に聞く訳にはいかない，そういう意味では，書面によらざるを得ないということはあるのでしょうか，分かりやすい形で対応ができていたということですか。

経験者3番：はい。

司会：それから，今回，専門家の尋問がいくつかあったようですが，死因についての医者，燃焼実験では科捜研や消防関係の方，それから聴覚障害の関係では心理学者の大学教授を呼んで尋問がされていますが，これについて，わかりやすさや，あるいは，こうしてほしかったなど何かありますか。

経験者3番：大学の先生がいろんな子ども達を見てきて，その子は耳が聞こえなくて心理的に幼くて，そのようなことを起こしたと述べていて，耳が聞こえないことに対しての理解をしてほしいということをすごく訴えられていたのですが，ところどころ，すこし私たちが理解できないようなところもありました。

司会：理解できないというのは，言葉の問題，それとも，言っていることは分かるけれども，それがどのような意味を持つのかというところですか。

経験者3番：「何々だから事件を起こした」とか言うようなところに結びつけるところがわからなかったです。

司会：言っているところはわかるけれども，犯行とどう結びつくのかというところがわからないということですか。

経験者3番：そうです。

司会：わかりました。逆に言っていること自体がわからなかったということはありませんでしたか。言っていることはよくわからなかったので，こういう工夫をしてもらったらわかりやすいのではないかと。

経験者2番：その場では，わかりづらかったということはなかったのですが，専門家の意見を後日も聞けたらよかったと思いました。例えば，その日に，2日目でしたが，事件をさかのぼって行くにつれて，私たちの方で出た疑問というのを「専門家にこれを聞いておけばよかったね」というのが3日目に出てきたこ

とがあったので、その方たちが裁判をしていくにつれて、後日もいてくれたら、聞けたのになっというのがありました。

司会：民事事件の専門委員のような感じでの関与の仕方ですかね。

裁判官：例えば責任能力などで専門家の精神科医に話を聞くときは、それ以外の証拠調べを全部終えて、その上で一番最後に医師から話を聞いて、前提事実について理解した後で専門家の話を聞くというステップを踏んでいます。2番の方の時には逆になっていたことがあって、専門家の話を聞くときは、自分の中で事件について理解が深まっていない段階で、聞いても、その時点で役に立つという形にはならなかったということですね。

経験者2番：そうですね。役に立ったところもちろんありましたが、もう少し、その場で聞くことを決めるじゃないですか、そうではなくて、もう少し時間を作って聞ければよかったのかなと思いました。

司会：解剖医の尋問もされていますが、5番の方はどうですか。

経験者5番：私の時は、そういったことは今考えてもなかったように思います。

司会：尋問の中身については、十分に理解できたということですか。

経験者5番：私はできました。ただ、先程2番の方が話されたように、その場でよくわからないけれど、後で「こういうのはどうだったの」ということで質問ができればよかったかなと後で感じました。その時は、やはりみんな分からないですよ。

司会：その時は、そこで分かった気になっているけれども、もう1回念のために確認したいということが出てきたときに、「いたらいいな」という感じはあったということですか。

経験者5番：その時は、自分でも理解していたと思っていました。わかりにくかった訳ではなくて、話としては分かりました。

司会：後でもう少しこういうことも聞きたいというようなことはあったということですね。ただ、最終的には死因については納得したということですか。

経験者5番：はい納得できました。

司会：1番の方は、死因について医師の尋問があったようですが、それについて分かりやすさなどどうでしたか。

経験者1番：わかりやすいというか、自分たちにとっては、わかりやすいという以前に全く初めて聞く知識でしたので、裁判員全員がびっくりしたというのがありました。説明とかはわかりやすく、理解できないということではなくて、自分たちにとって新しい知識、初めて知った、専門医だからこそわかることを聞かせてもらって初めて知ったということがありました。

司会：それは理解しやすい説明でしたか。

経験者1番：もちろん理解しやすい現象でしたから。

司会：そこで、こういうふうに聞いてもらった方がよかったのではないかとか、あるいは書面で出してもらった方がよかったのではないかとか、わかりやすくしてほしかったとか、そういう希望はなかったですか。

経験者1番：それは全然なかったです。

司会：概要についてパワーポイントを使って分かりやすい形で、目に見える形で説明をした上で、あと必要な補充質問をしたりするという形で進行する裁判もありますが、今回については特段そのようなことはなくて、普通の尋問をされたのですか。

裁判官：最初に医師が、説明したい事項をパワーポイントを使って説明するというやり方が当庁でも主流です。1番の方の時にそうだったかはちょっと記憶が曖昧ですが、少なくとも5番の方の時には、解剖医が、脳の硬膜下血腫という問題だったんですけども、それについての一般的な説明をしていただいた後に、今回の事件との関連を検事が質問し答えるという形でやりましたので、その関係でわかりやすかったという御感想なのかなと思います。

経験者1番：私の時は、具体的にいうと、死ぬときは男性性器が勃起する話でしたので、私たちそれは全然知らない、初めて聞く知識で、この先生の話の前に、

証言に勃起という証言があったので、それで先生の方も文献では見ていたけれど、実際にそういうことを初めて見たというような話でしたね。

裁判官：専門家の方が、死に至る経過について特徴的なことを説明してくれて、それが事件の中で出てきたエピソードと一致しているので、よりよくわかったということです。

司会：審理について、今のところみなさん問題を感じるようなことはなくて、わかりやすい、スムーズな審理がなされているように伺えましたけど、審理について、こういう点がよくわからなかったとか、こうしてほしかったとかいうようなことはありますか。先程あった通訳の声の問題はありましたが、それ以外に何かありませんか。検察官、弁護士、裁判官は法廷でははっきりとしゃべっていますか、あるいは小さくてわからないというようなことはないですか。

経験者2番：弁護人が聞き取りづらくて、焦ってものを話しているように見受けられたので、「ん、何て言っているのかな」って思うことが多かったんですね。で、言葉を発した時に、「あ、・・・やっぱり、いいや」みたいな感じが一度あって、「何が言いたかったのかな」って思った時がありました。早口過ぎて聴き取れなかったもので、もっと分かりやすくと思いました。

司会：もっと聞く身になって話してもらいたい、早口で理解できなくなるようなことがあったということですね。他に何かありますか。

経験者1番：弁護人は普通、被告人に有利なように尋問するという人、というイメージがあるんですけど、裁判を経験して初めて、そうじゃない弁護人もいるんだなと認識しました。弁護人の尋問が却って被告人の不利に働くというか、被告人の罪を却って浮き出たせてしまうというか、その時に「あ、弁護人って、本当に下手とかあるんだろうな」って・・・。

司会：変な弁解をそのまま聞き出して、「あ、そうですか」というようなことになるとまずいというようなことですか。

裁判官：反対尋問で、検察官の立証をより固めてしまうようなことがあったりとい

うようなこともあります。

司会：他に何か審理を通じて、もどかしさを感じたようなことはなかったですか。

それでは、一応みなさん経験された裁判については、概ね適正な進行がなされたという理解でよろしいですか。

(全員うなずく。)

3 評議について

司会：続きまして、評議がどうであったかということですが、評議は時間が足りたかとか、あるいは意見を言いやすかったかという点について伺います。評議の時間が足りなかったとかいう感想をお持ちの方はおられませんか。あるいは逆に長すぎるのではとか。

(全員回答なし)

司会：それはないということによろしいですか。

(全員うなずく)

司会：それから、意見を述べやすい、その点についてはどうですか。裁判官はよく喋るので結局それに乗ってしまったとかいうことはないかどうか、自分なりに考えて、自分なりの判断ができたかどうか、意見が言えたかどうかということですが。皆さん法廷で分からなかったこと等について、例えば共謀の意味はどういうことだとか、法律用語でわからないことについての説明等はあるだろうと思いますけれども、そういった不明な点、専門家でないからわからないような点については、いろいろと助言も受けることはあるかと思いますが、最終的に皆さんが事実を認定する上で、あるいは量刑を決めるに当たって、自分なりの意見は言えたのかどうか、言える雰囲気はあったのかどうか、その辺りについてどうでしょうか。

経験者 8 番：裁判にもよるとは思うのですが、やはり、我々の場合は、証人もいて、その中で、客観的事実とか争いのない事実とか、そういうのを裁判

員全員で確認して、そういうふうにしたので、別に誘導とか、そういうのはなかったと思います。

司会：皆さん、自分なりの意見は言えたという理解でよろしいですか。ただ、否認事件などですと、結構悩ましい事件がありますけれども、有罪認定するに当たって合理的な疑いというところで、なかなか難しい問題があったというようなことはなかったですか。

裁判官：4番の方の事件や、7番、8番の方の事件は、本当に強い無罪主張をしていました。

司会：その辺りは、あまり悩まれることもなく、事実自体を認定するには、そんなに困らなかったという理解でよろしいですか。

経験者8番：はい、事実に基づいてということですから。

経験者4番：私の場合も被告人の方は徹底して無罪を主張してはいたのですが、私たちも、評議の中でも「動機はなんだろうか」というのがなかなかつかみきれないところがありました。動機がわからない、いろいろ難しい犯罪が起きてはいるのですが、果たして本当に動機というのが、今まで動機がないと有罪にはならないというのもあるような、とらえ方もあるようですが、今後こういったケースもあるのではないかと、終わった後に思いましたが、そういうこともみんなで話しながら、評決を出す上でいろいろな意見は出て、まとめていったということで、別に難しかったとかいうことはありませんでした。みんなでいろいろ検証しながら、結果を出すことができたと思います。

裁判官：若干補足させていただくと、実行犯と被告人に共謀があったかどうかというのが問題になったのですが、弁護人が弁論で「共謀があったと言えるのには、彼女に動機があったことが解明できなければ、共謀があったという認定はできないのではないのでしょうか」という問題提起をしまして、それについて、動機はなんだろうなといろいろ考えたということです。

司会：若干、動機にひっかかりはあるけれども、他の証拠で共謀を認定できるという事案だったということですかね。

それから、何件か被害者参加がされている事件がありましたが、それについて量刑を決める上でどの程度の影響がありましたか。影響があったか無かったかを含めて感想を聞かせていただければと思います。

経験者1番：心情的には、すごい影響がありました。妹が妊婦で、こんな妊娠時にこんな大変な思いをさせて、この被告人に対して、すごい、一人を殺しただけではないと思いましたね。求刑どおりの判決だったのですが、本当は、家族のことを思うとプラスアルファしてもよかったかもしれません。求刑どおりでしたので、家族も少しは納得しているみたいでしたが。

司会：求刑自体が軽い求刑だったのではないかということですか。

経験者1番：私は思いました。家族を見てですね。

司会：求刑どおりの量刑をしたというところでは、だいぶ被害者参加の影響はあったということですか。

経験者1番：家族はほっとして良かったとは思ったのですが、家族を見て、家族の為に参加して詳細を知りたいでしょうし、自分たちも家族を見て、家族に対する、ただ失ったという気持ちだけを与えたのではなくて、おなかの中の子供にも良くない影響を与えたのではないかと考えると、ちょっと、すごく……。

裁判官：被害者の方のご兄弟が法廷に来られたのですが、そのうちの妹さんは妊婦さんで、そういう人も裁判に参加せざるを得なかったのは、事件を起こしたことによるということですか。

経験者1番：そうです。

司会：そういう意味ではだいぶ影響があったという理解ですね。他にありませんか。

経験者3番：本人は「ただ触りたかっただけ」とか「遊びたかっただけだから」

という軽い気持ちみたいなことを話していましたが、わいせつ行為をされた女の子たちは、すごい、とても怖い思いをしたと思うんですね、女性の立場からも、そういう常習みたいな感じで許せない、心のケアも必要だし、女の子たちが外にも行けなくなったというようなことも話していただきましたので、そういう心のケア、そして、これから成長していったって、結婚したりとかいうところにも影響が出てくるっていう話があって、その辺りはみんな考えて行こうって・・・。

裁判官：被害者の内の一人が被害者参加をして、本人は来れなかったもので、被害者参加委託弁護士が本人の気持ちを代弁して述べたという事案です。

司会：それは意味があったということですね。

経験者3番：はい。

経験者6番：私の場合は被告が少年だったということで、みんな、いろいろその少年に対する思いとか、亡くなった子も少年であったし、その子の弟とかの顔も見ながら、母親の陳述も聞きながら、少年に対する感情移入ではないのですが、あまりの「無知さ」というのにも、考えさせられた事件であったし、刑をみんなで話し合うときにも、子供であっても、やはり殺人というのは重大なことなので、被害者の家族のことも考えれば、それ相当の償いはすべきだとみんなで話したのですが、そういった面では、求刑どおりではないのですが、それなりに「償ってきてほしいな」という気持ちで、そのような話し合いはしました。

司会：被害者参加の影響というのは、それなりに意味があったということですか。

経験者6番：やはり、その子（被害者）も少年であったということですので、未来はないじゃないですか、もう絶たれて。親御さんのことを考えた時に、自分自身の子供がそうなった場合、そういうふうにやられた場合にはどうなるのだろうというように、そういう感情的な部分もやはり出てきますよ

ね。

司会：少年だからということで、未熟だからといって刑を必ずしも下げることに
ついてはどうかという感じがあったという理解でよろしいですか。

経験者6番：そうですね、やはり未熟ではあるけれども、やはり、やったこと
の重大さというのをわからないといけないというようには思いました。

司会：少年だからといって、それが故に未熟だから刑を下げるという理由には
ならないのではないかとということで伺ってよろしいですか。

経験者6番：その子のいろいろな生い立ちも、可哀想なところもあって。少年
であっても、やはり罪は償うべきで、やったことの責任はとってほしいと
思いました。

司会：評議において、何か考えた方がいいのではないかとというようなことは何
かありませんか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

4 判決言い渡しについて

司会：判決言い渡しですけれども、これについては、評議をしたものが、結論
として出て、それが判決の中身にちゃんと反映されているかどうかという
ことになろうかと思いますが、評議の結果として、裁判官が起案をした判
決ですが、判決書自体を読まれて、それについての感想があればお聞きし
たいのですが。一応、評議したことが反映されていて、特段、判決につい
て、こういう点どうなのかなということ等、違和感はなかったという理解
でよろしいですか。

経験者7番：私たちが判決を懲役何年とか、裁判員と裁判官とでどのように決
めるのか、一番興味があったのですが、内容・・決め方・・・みんなで説
明を受けてやったんですけど、思ったよりは、失礼ですけど、簡単という
言葉が当たっているかどうかわかりませんが、イメージよりは簡単に決め

ているなという感じでした。

司会：覚せい剤の事件ですが、量刑を決めるところで悩み深いというようなことはなく、淡々と量刑が決まったということですか。

経験者7番：この事件だからかもしれませんね。一般的にはこんな感じでやっているようなのか・・・。

裁判官：7番、8番の方の事件は、共犯者が別の裁判所で刑が出ていたので、ある程度それとの対比を考えると、納まるところに納まったということですかね。

経験者7番：そうかもしれないですね。

司会：確かに、実刑か執行猶予かというとかになると、いろいろと悩ましいところもあるのですが、事件の特性かもしれませんね。

それ以外に、判決言い渡しについて何かありませんか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

5 守秘義務について

司会：守秘義務があつて、評議の秘密、あるいは、裁判で知り得た事件内容に関わる秘密は漏らしてはいけないということになっていますが、趣旨としては、裁判の公正さや信頼を確保するとともに、評議において自由に意見を述べられるよう、あの人が「こう言った、ああ言った」などということを外で言われた場合は、自由に言えないのではないかとということもありますので、そういう趣旨で設けられているものですが、守秘義務があることについて負担があつたり、あるいは、必要性について「どうなのかな」というところで、守秘義務について御意見・御感想はありませんか。守秘義務があることによる負担感とかありますか。それとも、それ程「目に見えた形では無い」と伺ってよろしいでしょうか。

みなさん、うなずかれていますので負担は無かったということによろしいですか。

経験者1番：無かったですね。

司会：前回の意見交換会では、職場で裁判のことを聞かれたりして、守秘義務があって逆に良かったというような話も出ましたが、その時にも、具体的に困っているとか負担を感じているというような話は出なかったのですが、みなさんそういうことで理解してよろしいですか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

6 選任手続について

司会：選任手続については、選任手続後の審理をいつするのかということで冒頭に少しお話を伺ったのですが、選任手続それ自体、何か、これは困ったとか、特段今のやり方で問題はないのか、その辺りでの御意見はありませんか。アンケート結果では、特段御意見は出ていませんが、何かありませんか。

経験者7番：30人くらい呼ばれて、その中から6人と補充裁判員2人選ばれますが、ランダムに選んでいると聞いているのですが、できたら、できるかどうかわかりませんが、みんなが見ている前でやってもらったら、一番理解が・・・。

「本当にランダムにやっているんだ」ということを少し思いました。

司会：ランダムにやっていることの担保がないのではないかとということですが、どうでしょうか。

裁判官：一度、パソコンの具合が悪くて、以前、抽選器を使いましたが、それでしたら、みなさんにわかりやすく納得してもらえとは思いますが、パソコンの場合、テーブルの上で、みなさんの前でやっても、あまりわかりづらいかもしれません。

経験者7番：本当のくじ引きみたいなイメージですよ、来たときには。

裁判官：今はパソコンにプログラムされていて、ボタンを押すと、6名と2名の名前が出てくる形なので、絵で見てもあまり、いい絵にはならないかなという感じはあります。

経験者 5 番：私たちの時は、たまたま 6 名全員女性が選ばれました。その時に、男性の方たちが後ろでざわざわしているのが聞こえたんですね。6 名選ばれて、あと 2 人補充裁判員が決まっていなかった時に、この男性の言い分には「これは絶対に何かあるんじゃないか」って言っていました。全部女性だけに当たったということで。くじを引くと本人も言っていましたので、終わった後に「女性しか選んでいない」とかって。

裁判官：すごくやりたがっていた方がいて、半分冗談でしょうけど、選ばれたのが女性ばかりだったので、半分ふざけておっしゃっていたのではないかと思います。

経験者 5 番：好奇心が旺盛な方のように、自分は「やりたい」というのがすごくあったようです。

司会：この前は、男性ばかりの事件もありましたが。

経験者 5 番：古いかもしれませんが、みんなの前で自分で引いた方が、公平なのかなと思います。

7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会：皆さんから経験されたところのお話を伺えたと思いますが、概ね順調な審理がされているのかなというように伺うことができました。これから、裁判員をされる人にメッセージを残しておきたいということで、何か言っていただければありがたいのですが。

経験者 1 番：裁判員は、なりたくてなれるものではないので、もし機会があれば、裁判所に来て裁判を聞くということも開かれてはいるのでしょうけど、わざわざ来て聞くということも、滅多にないですね。わざわざ裁判所に行って裁判を聞くという方は、余程興味がないとしないと思うんですよ。自分たちとはちょっと掛け離れた出来事だと思うんですね。だから、裁判員に選ばれたら、新しい知識とか、こんな人が世の中にいるんだとか、いろんな自分の経験も増え

るので、是非、当たったら経験をしてほしいです。

経験者7番：人生1回ですので、いろんな経験した方がいいのかなと思います。多少緊張したり、私の場合は睡眠が取れなくてストレスを感じたりしましたが、裁判所の人たちみんな、思ったより優しいですから。たぶん、裁判所の人たちは、どんな人たちなのかなというのがあると思いますが、みんな優しいし、それに、裁判員になったら、子供たちにも「お父さん、裁判員やったんだぞ」と自慢もできるかなと。守秘義務は、多少気を使いますが、時間が経つと、喋ることも、守秘義務自体も忘れてきて、今では何とも思っていないです。とにかく、自分はまだまだ周りにいる人に「裁判員やった方がいいよ」と言っていますが、周りにいる人のイメージはまだそんなによくないですね、「自分は、やらない、やらない」と言いますので。

司会：それは、裁判所に対するイメージが悪いということですか。

経験者7番：裁判ということ自体が、何か現実とかけ離れている、現実と違うイメージなんだろうね、ドラマで見たりニュースで見たり。まだ3年半くらいですよね。周りにいる人に「自分はこういうふうにした」と自分の経験を話して、「絶対やった方がいいよ」と自分は言っていきます。

司会：どうもありがとうございます。

経験者4番：私の場合は3週間でしたけど、間に休みもあったりして、少しは休める時もあるので苦にならないという、たぶん詰め込みされるのではないかなというイメージもあると思います。日数的にも詰められて、きつい感じがあるのではとみんな思っているかと思いますが、そういったこともなくて、ゆとりのある裁判であるということも伝えながら、「別に気にすることなく、経験できるのであれば参加してほしい」ということをメッセージとして伝えたいと思います。それから、やりたくないという意見の中には、我々素人が有罪・無罪、また、量刑まで裁くので、その辺りの負担もあるかと思っています。また、有罪、懲役何年と決めても、控訴された後のことが我々には情報も伝わってこないとい

うこともあるものですから、それを考えると「我々がやってもいいのかな、やった意味があるのかな」ということも考えることもあります。裁判員裁判が終わった後、控訴されますが、その後の情報がなかなか・・・。

司会：（控訴審の）結果については裁判員には連絡はしていないのですか。

裁判官：特にしていません。今のところ新聞報道か何かで見ていただくことになります。

経験者7番：新聞報道でも載らなかったり載ったりとか、私も今回裁判員を経験してホームページを見てどうなったかとか調べたりするのですが、そういった情報が全然ないものですから、果たして「あれだけで終わっていいのかな」という部分も、疑問もあるので、裁判員制度の課題としてもあるのではないかと、個人的な意見ですが、その辺りも考えていただけたらと思います。

経験者1番：7番の方が話していたように、裁判員に対するイメージって、世間ではちょっと勘違いしているところがありますよね。たまたま選ばれたんですけど、本当にたまたまですけど、私も友人に話したら、「これは裁判所が、素性とかいろいろ調べて、刑罰とか無い人から、いい人から選んでやっているんだよ」とか言うので、それは絶対ないと私はわかるのですが、本人は「絶対そんな選び方しているよ」とか「素性のいい人から選んでいる」とか言うので、「それは絶対じゃないから」と言うのですが、そういったところは、まだ誤解とかあるのかもしれないと思います。

司会：確かに欠格事由がないわけではないのですが、そういう意味では選任の方法等についての理解がまだ行き渡っていないところがあるのかもしれませんがね。

最後に、検察官、弁護士、裁判官から順次、本日の感想を一言、まとめて、いただきたいと思います。

検察官：今お話をお伺いしております、私どもは普段立証する立場なので、直接裁判員の方とお話をさせていただく機会というのはなくて、こういった形で審理に参加された皆様方の御感想をお伺いすることができて本当に嬉しく思っ

ております。そして、皆様方が、私に関わった事件で一緒にさせていただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、一つ一つの事件に真剣に取り組んでいただいて、真剣に取り組んでいただいた結果を判決という形で出していただいたということが、お言葉を聞いてよくわかりました。我々検察官は、先程も申しましたように、立証する側ですので、犯罪を犯したとされる人に、犯したとされている罪にふさわしいだけの刑罰を与えてもらうということが仕事で、それが治安維持に役立つと信じて仕事をしておりますので、検察官の仕事がそういう仕事であるということと、更に、立証をわかりやすくして、裁判員の方や国民の皆様にも納得いただけるだけの判決をいただく仕事ができるように、これからも頑張ろうと、今みなさんのお話を聞いて、また気を新たにしたところであります。ありがとうございました。

弁護士：今日は裁判員経験者の皆様から、いろいろ貴重なお話を聞かせていただきまして、その中には、弁護人の弁護活動に対する厳しい御意見、あるいは御指摘もありましたけれども、我々弁護人の仕事というのは、やはり、被告人の主張というのを最大限、裁判所に伝えていく、裁判員のみなさまに伝えていくということになると思いますので、今日御指摘いただいた点というのは、やはりそれが十分できていないということだと思いますので、御指摘いただいた点は真摯に受け止めて、今後の裁判にも活かしていければと考えております。ありがとうございました。

裁判官：裁判員裁判が始まって3年が経過しまして、この1年間、今日お集まりいただきました皆様に参加していただいた事件など、非常に判断の難しい事件でありまして、そのような事件が増えてまいりました。そこで大事なものは、やはり、法律家ではない一般の国民、いわゆる素人でも有罪・無罪の判断ができ、相当な刑を決めるという判断ができるような内容の裁判、審理の内容でなければならぬと思っているところですが、今日お話を伺った限りでは、どうにか素人でも判断できるような内容だったというような御意見をいくつかいただ

けましたので、その点は多少安心しているところであります。ただ、改善点につきましても、いくつか厳しい御指摘がありましたので、ごもった御指摘ばかりですので、その点につきましては早速改善を図って、よりわかりやすく、被告人が争っている部分についても適切に判断できるような、そういった裁判にしていかななくてはならないと思いますので、今日の話は明日からの裁判員裁判、今後の裁判員裁判にも活用させていただきたいと思っております。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

司会：10分程度休憩を入れまして、報道機関との質疑応答を行いたいと思います。

(休 憩)

第2 報道機関との質疑応答

沖縄タイムス：裁判員裁判の審理の中で、検察官の主張立証と弁護側の主張もあると思いますが、その双方の中で、意見交換の中でも出たと思いますが、双方に改善してもらいたい点があれば、ご自身が経験した裁判員裁判の中で感じた部分があれば指摘していただけたらと思います。1番の方からお願いします。

経験者1番：量刑はある程度の枠内で決めるので、どうしてもそのくらいの求刑になるのかがわかりません。私から見たら、何で人をこんなに残酷なやり方で殺して、どうしてもこんなに求刑が短いのだろうという印象でしたので、その辺りが、タイムス、琉球新報さんも、こういったことを記事に載せたらいいんじゃないですかね。求刑がどんな基準で決められているのか、私にしたら、なんでこんなに人をパッて殺すんじゃなくて、じわじわ殺すようなすごい残酷なやり方で殺して、なんでこんな求刑が短いんだろうってすごい思ったものですから、求刑自体の決め方がわからないので、何か基準があるのでしょうか、理由とか、データとか、これだけあれば人が改善するのか、精神が治っていくのか、そういったデータとかがあって、それに基づいて、こういったのが決められて

いるのか、そこがわからないです。そこは、もう少しどこかに、一般市民に知らせる機会があちこちであつたらいいなと思いました。審理は分かりやすかつたです。

司会：今言われたのは、検察官の求刑の根拠が納得いかない点があつたけれども、
どういふことでそういう求刑が出てくるのか根拠を明らかにして欲しいといふ
ことですか。

経験者1番：私としては、もっと厳しくしてもいいんじゃないかと思ったもので
から、他の事件の裁判の決定を見てみたら、20年というのもあつたので……。
これは、20年というのはどんなすごい殺人だつたんだろうとか、共犯みたい
な感じのものなのに、すごいこれは重いなと思って、何がこんなに違うのだろ
うと思ったんですよ。

司会：罪名が傷害致死で殺人ではないのですが。

経験者1番：私から見たら殺人でした。

司会：そこは、やはり犯罪としては、どのような犯罪が……。

経験者1番：率直に、たぶん素人が聞くと完璧に殺人ですよ。

裁判官：検事はさすがに殺意はちょっと無理かなと思って起訴されたのだと思いま
すが、ただ、傷害致死の中でも一般的な量刑傾向からすると重い部類の求刑は
しています。それでも軽いんじゃないかとお感じになつたということなのでは
ね。

経験者1番：被告人が若いだけに、出てくるときも、まだ体力バリバリの時期に出
てくるので、ちょっと怖いと思ったんですよ。そういう人が世の中に出てくる
ということが。

経験者2番：冒頭陳述のときに資料をいただいたのですが、検察側と弁護側と、資
料見ながら目で追う形でやっていったのですが、この日に選任されたばかりで、
心の準備もできないまま急に説明を聞いて、自分の中で追いつかなかつたん
ですよ。できれば、資料も、もう少しわかりやすく作っていただけると、より理

解が早いのかなと感じました。

経験者3番：私のときは、検察官も弁護士さんも、とても有能というか、とても上手にお話をしていて、資料も適切で、すごく順序立てて話をしていただいて、とてもわかりやすかったです。改善点というのはいないです。

経験者4番：私たちの裁判は特殊性があって、米軍人の殺人ということで、それにプラス、なおかつ、共謀という形の裁判でしたので、弁護側、検察側ともに資料も詳しく、読んでも理解できるような形で資料を作っていたので、私はそういった面ではよかったと思っています。

経験者5番：初めての裁判員裁判に出て、右も左もわからないところでしたが、みなさん、事件について、よく調べているとは思いますが、話が長いのかな、検察官の話が長いと思ったところがありました。後は、別にわかりやすかったです。裁判にもよるとは思いますが、本人も自白しているし、すごくわかりやすく、スムーズにいった裁判だったと私は思いました。

司会：検察官の話が長いというのは、冒頭陳述ですか。

裁判官：書証の説明が少し長かったという特徴がありました。

経験者5番：説明というのか、初めてなので、もっと簡素なのかと思ったら、意外と長いので、こんなもんだらうと私は思いました。他の裁判を見たことがないのでわからないのですが、後は、本当にスムーズにいった裁判で、わかりやすかったです。

経験者6番：私の場合も特殊というか、外国語を使う被告人でしたが、検察官の冒頭陳述などは、とてもわかりやすかったです。弁護士側の方は・・・、少し厳しいのですが、結構「何を言っているのかわからない」、「意味が取りづらい」ようなところがありました。何ていったらいいんでしょうか、もう少しまとめて、まとめているはずなんですけど、その辺りで慌てているのか何なのか、伝わりづらいところがあったので、趣旨がわからないようなところもあったので、私たち素人ですので、その辺りはわかりやすく説明をしていただけたらいいな

と思いました。

経験者7番：私も似たような感じですが、私に関わった検察官、弁護人の流れを見て、検察官の言うのは、初めに冒頭陳述から入りますが、同じトーンで、ずっと聞いていると、初めてなものですから、集中力が持たないかなということも多少はありました。全体を通しては、検察官の資料等はよく理解できました。弁護人の方は、少し、検察官に比べるとわかり難い部分もありましたけど、全体を通しては、弁護人の方が少しだけわかり難い、検察官の方はわかりやすかったです。ただもう少し、私たち慣れていなくて、初めてですので、メリハリといいますか、ずっと同じトーンで何も変わらずやると、どうしても集中力がだんだんなくなるという部分がでてきました。あと、資料等も、できればカラーとかできないでしょうか。カラーでわかりやすく、見やすく、できればその方がいいなと思いました。

経験者8番：私は7番さんと同じ裁判でしたが、検察官の冒頭陳述は、選任手続が終わって直ぐ、その事件の内容もあまりわからないまま聞くには、少し長すぎた感がありますが、裁判を進めるにつれて、検察官の言い分がよくわかるようになってきました。ただ弁護人さんは、被告人との意思疎通がとられていなかったのかなというのもあって、検察官に比べて迫力不足ではありましたが、それなりに頑張っていらっしゃったかなと感じました。

裁判官：覚せい剤の事件で、検察官の冒頭陳述は20分程度、A3用紙1枚とA4用紙1枚で、少しボリューム的には若干長めにはなっていますが、検察官いかがでしょうか、必要な範囲なのかもしれません。

検察官：検察官としては覚せい剤の事件ということで、一般の方にはなかなか馴染みの薄い事件かなと思ってしまして、御理解いただくには、ある程度内容を最初の段階で御説明する必要があると思って、一定量説明をさせていただきました。

沖縄タイムス：先程、1番の方が最初に言った求刑を、そもそもどうやって決めて

いるのというのは、検事から言える範囲で説明されてもよいのではと思います
が。

検察官：なかなか一般的なお話をしづらい例がございまして、事案に応じて総合的にと言わざるを得ないのですが、1番の方がおっしゃったような、まず人が死んでいる事件であれば結果が重大であることは間違いありません。人が死ぬにしても、どういうやり方で亡くなっていったのか、そのやり方が、評価的な話になりますが、どれだけ悪質なのかという点も当然考慮しますし、あとは、亡くなられている方はもう話すことができませんので、話すことができない方、亡くなられた方の気持ちがどういうものなのか、それから遺族がいらっしゃるのであれば、遺族がどのような感情をもっていらっしゃるのか、それから社会的にどれだけ影響を与えているのか、そういったところを加味した上に、同じ事件というのは存在しないのですが、似ているような要素を持った事件は数多く存在しているものなので、そういった事件で、はたして検察官がどういう求刑をしているのか等も調査した上で、例えば、ある検察官が同じ事件をやったときに、仮の話ですが、それが懲役20年の求刑で、違う検察官がやった場合に懲役10年の求刑となると、それはそれで不公平が生じてしまいますので、その辺りの公平感を欠かないような配慮をした上で、求刑を決めさせていただいています。

琉球新報：弁護士にも、みなさんから、わかりづらいという言葉も出ていたので、弁護士側として、逆にどういうところで、わかりやすさを求めている、裁判員裁判に臨んでいるのかを聞ければと思います。

弁護士：他の弁護士がどのようにしているのかは相互にチェックしているわけではないので、他の事件について述べるのは難しいのですが、基本的には、情報は共有しています。わかりやすくという点は非常に悩ましくて、我々もそのノウハウはあまり持っていないので、手探り状態です。

司会：弁護士会の刑事弁護研究会などで検討されていますか。

弁護士：随時、研修を開いたり、裁判員裁判の報告会があったりします。あとは、それぞれの事件で作った冒頭陳述や弁論の資料の概要等を共有するようにして、あとは、それぞれの裁判に補助者を一人入れるようにしてしまして、補助者からも裁判の状況を報告して、問題点を指摘してもらおうというような工夫をしているところです。

司会：本日のような弁護士に対する要望を、反映する場はあるのですか。

弁護士：裁判員裁判に限らず、刑事事件全体について問題点を話し合うということはやっていますので、そこでフィードバックさせていただきたいと思っています。

沖縄タイムス：7番の方が、周りの友人・知人等の中で、あまりイメージがよくないという話をされていましたが、もう少し具体的に補足していただきたいと思います。

経験者7番：イメージが悪いというか、「裁判員になりました、やりました、きたら是非参加した方がいいよ」と言ったら、イメージが悪いのかどうか、「いや、自分はやらないよ」とか「断る」とか、そういう感じの人が。イメージが悪いのかどうかはわからないのですが「自分は割と拒否している」というような感じの人が周りには多いですね。私が「経験したけれど、そんなに難しくないよ」と話しても、それでも「ん〜」という感じで、「自分もやろう」というまで答える人は今現在私の周りにはいないですね。イメージが悪いというまでではないと思いますが、裁判員制度自体が、まだみんなに浸透していないのかなと思います。

沖縄タイムス：全員の方に質問ですが、私が個人的に思っている疑問があって、仮の話で恐縮ですが、職業裁判官だけの裁判と裁判員裁判を選ぶ制度があるとして、裁判員経験者として、評議の中身、審理も全てご覧になられて、経験された皆さんが、被告人の立場で、量刑を決められる立場になった場合に、どちらを選ぶかということと、その理由を簡潔に言っていただきたいと思います。

経験者 1 番：裁判を聞くこと自体も今回初めてですし、裁判官だけでやる裁判と、裁判員が参加する裁判の違いや差がわかりませんが、周りに聞いたこともないし、興味もなかったのも、もし私が被告の立場になったとしたら、どうしてもどちらか選ぶことになれば、裁判官だけの裁判を選ぶかもしれません。裁判員は一般の人なので、どうしても一般的な感情が入りますよね。被害者の立場というのも、すぐ感情移入しやすいので、加害する立場にはなりづらいですが、いつ被害者になるというのは割とあると思います。レイプの問題にしても、火事にさせられた問題にしても、そういうのは少し感情移入しやすいんですね。だから、裁判員がいると、少し刑が重くなるのではないかと思って、刑を軽くして欲しいという下心があるのでしたら、裁判官だけの裁判を望むかもしれないです。そう思いました。

経験者 2 番：私は裁判員の方がいいのかなと思います。一番最初に裁判でやるということに関して裁判官が、一般の方、いろんな経験を踏んだ方のいろんな意見を聞いて、評議していくことに意義があると話されていて、「確かにそうだな」と自分も共感できたので、裁判員裁判をやる意味というのは、そういうところにあるのではないかということで、いろんな人の意見を採り入れるということで、それで量刑がかなり大きく左右されるということはないと思うので、みなさんが真剣に考えて下した結果ですので、経験した自分としては、裁判員に決めてもらうのがいいのではないかと思います。

経験者 3 番：少し難しいのですが、私もどちらかと言えば 2 番の方と同じ意見です。法律に詳しくないけれども、みんなで真剣になって勉強しながら真剣に決めるという、いい意見が聞けて、いいのではないかと思います。

経験者 4 番：私も裁判員裁判の方がいいのかなと思っています。そもそもこれが始まったのが、従来の裁判にあったような冤罪を防ごうということもあるかと思いますが、私が逆の立場であれば、裁判員の皆さんに、私は無罪だという主張もできるのかなと、主張しやすいのかなという面があるかと思いましたので、

裁判官だけよりは、裁判員がいる裁判の方が主張しやすいのかなと思うので、裁判員裁判の方がいいと思います。

経験者 5 番：私も裁判員裁判の方がいいのではないかと思います。いろんな経験をして、いろんなことを積み重ねた人たちの、いろんな意見も大切な意見だと思いますので、やはり、いろんな人の意見を聞いて刑を決めていくことは大切なことだと思います。もし自分がそうなった場合にも、やはりみんなで決めたことだから、それに従うということで、あきらめもつくのかなと思いました。

経験者 6 番：私は裁判員裁判の方がいいと思います。いろんな感情移入もありますが、十人十色いろんな人に意見がありますし、移入している人もいれば、冷静に見つめている人もいますので、その中でのいろんな意見が出て、その中で決まっていくことだから、求刑の中での刑が確定するので、それで納得できるというように思います。

経験者 7 番：私も裁判員裁判でやってほしいと思います。個人的な意見としては、求刑とか判決、だいたい同じような事案とか判例とかで、似たような結果が出るような感じかなと率直に思っています。そうであれば、始めから似たような事件だと結果がだいたいわかるので、それではどうかなと思います。ずっとそのまま、永遠に似たような同じ事件は、だいたい何年っていうイメージもどうかなと思うので、裁判員の一般の意見を聞いて、どこかで、この事件は何年ということではなくて、私たちの意見も採り入れて、いつかは流れが変わったり、いろんなことが起きるような気がしますので、是非裁判員制度はずっと、どんどん続いて欲しいし、私が被告だったら裁判員裁判を選びます。

経験者 8 番：私も、もし被告になった場合、迷わず裁判員裁判の方にやっていきたいと思います。この制度自体、取り入れたというのは、やはり法律の専門家の中で、何件かは冤罪があったということがありましたので、そういう意味では、市民が参加して、そして、我々が直接意見も求められますので、その中で判断していくので、自分が被告になった場合、そういう意見を聞いてくれる市民が

参加できる裁判員裁判の方がいいと思います。

沖縄タイムス：4番の方にお伺いしますが、無罪主張しやすいというのは、8番の方が言われたように、同じ市民として、こちらの主張を聞いてくれるということですか。

経験者4番：無罪とかに関わらず、自分の主張が述べやすくなるのではないかなという意見です。強制的に押し切られて認められるケースも、そのような過去の事例もあって、この制度が活かされていると思うので、自分の主張も言いやすくなるのが裁判員制度ではないかということでの意見です。

琉球新報：ストレスは最初はあったけれども、終わった後は特に感じることもなかったというお話が多かったと思いますが、今まで裁判員を受けた方の中には、精神的な疲労が残ったという方もいたようで、裁判員同士で語り合う場も必要ではないかというようなことを求める声もあったようですが、そういった場があったほうがいいのかどうかをお伺いしたいのですが。

経験者1番：ストレスとか、裁判を聞いて、参加して、詳しくわかって、いろいろな悪いことがあった状況を目にすることになりますが、私も最初は心配で、自分の潜在意識の中に入って、何かあるのではないかとか気にはなっていました。でも、今のところは別段影響はないです。将来的にフラッシュバックがあるかどうかはわかりませんが、今のところは別にストレスもなく、そのような必要性も感じていません。

経験者2番：ストレスは特になく、ないように裁判所の方がケアしていただいていると思っています。それと、こういう意見交換会というのは必要かなというのがあります。再認識というか、自分がやった重みというのがわかるので、このような意見交換会を続けていっていただけたらと思います。

経験者3番：私も特別にストレスを感じてはいません。ストレスはほとんどありません。私たちの一緒にやった仲間は、連絡を取り合って「いつか会おうね」ということで、お互い連絡先は控えているのですが、なかなか、みんなそれぞれ

仕事があつて、まだやっていません。これから一緒に裁判、勉強した仲間が集まって、いろいろやりたいと考えています。

経験者4番：私もストレスは感じなかった方ですが、経験者の中にはいるのかもしれませんが、裁判員経験した者同士の意見交換会という形もあってもいいのかなとは思います。

経験者5番：私もストレスというのは感じたことはありません。たぶんこれからも、終わったことだから後には引かない、私はそういう性格なので、だから、ストレスは感じませんでしたし、裁判の3日間の中で、食事やミーティングをする時間があつたときに、そこでいろいろ意見交換ができて、自分が思っていることとか、相手が思っていること、裁判官が思っていることとか、いろいろ意見交換ができて、その上でストレス解消とか、わからなかったことがわかったので、私は今のところストレスは全然感じていません。いい経験しました。

経験者6番：私もストレスは感じない方ですので、何も後を引きませんでした。このような意見交換会というのはとてもいいことだと思います。ただ、強いて言えば、一緒に参加した人がもう一人くらいいけば、懐かしいような、そのようなこともあります。今日初めてみなさんお会いする方達ですので、その辺りで少し、団らんのような話ができないことはあります。もう一人くらい同じ裁判に関わった人で、二人でペアとかであれば、もっといいかなと思います。

経験者7番：私は8番の方と一緒にしたので、同窓会ではないのですが、少し、ほっとする感じはします。私は少しストレスがありましたが、打ち上げと一緒にさせていただいて、不思議と次の日から全くありませんでした。起きたとたんに、気持ちが、すっと抜けたような感じがして、「昨日と違う」という感じで不思議な感じでした。でも守秘義務というのがどこかにあつて、「誰にも言ってはいけないことがあるな」ということが頭のどこかにあるものですから、メンバーと連絡とりあつて「直ぐに会いたいな」と初めは思いましたが、1箇月もしたら、別に守秘義務自体も忘れてしまつて「集まる必要もないかな」とい

う感じになっていますが、でも、久々に会って嬉しい感じはします。私が裁判員を経験して思うことは、裁判自体を見るのも初めてでしたから、大袈裟かもしれませんが、人はやはり、いつどうなるかわからない、明日も今日と同じ日が当たり前に来るとは思わないで生きていこうと、すこし大袈裟かもしれませんが、少し人生観が変わったような気がしました。でも、最近、また、普通に戻ってきました。

経験者 8 番：私は裁判が 7 日という日程でもありましたので、その時は、どのように被告や証人に質問しようかと夜も寝ずに考えていたら、被告や証人に軽く受け流されて、あの質問は何だったのだろうかと思いました。ストレスというほどのことはありませんでしたし、みなさんとも、このような機会に知り合えて、本当に裁判員裁判に参加してよかったと思います。新聞やテレビにも、普通に裁判員裁判が報道されていますし、実際、経験してみて注意深く見るようになりました。裁判員裁判を経験しなければ、そのようなこともなかったと思っています。

司会：よろしいでしょうか。それでは、これで終了したいと思います。長時間お疲れ様でした。